



公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

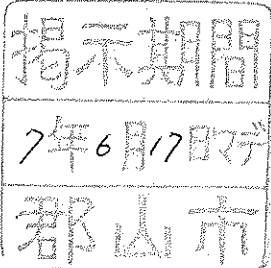
地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項、第373条第7項及び第728条第7項の規定に基づき、その例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定により、次のとおり公売をしますので、同法第95条の規定により公告します。

また、国税徴収法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により併せて公告します。

令和7年5月13日

郡山市長 椎根 健雄

公 売 財 産		見積価額	公売保証金		
売却区分番号	名称、数量、性質、所在等				
郡山7-1-2 ～ 郡山7-1-3	別紙1「公売財産目録」のとおり				
公 売 の 方 法		インターネット公売によるせり売			
公売の 日 時	参加申込期間	令和7年5月30日(金)午後1時から令和7年6月17日(火)午後11時まで			
	入 札 期 間	令和7年6月24日(火)午後1時から令和7年6月26日(木)午後11時まで			
公 売 の 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 https://kankocho.jp			
最 高 価 申 込 者 決 定		日時	令和7年6月27日(金)午前10時	場所	郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
売 却 決 定		日時	令和7年6月27日(金)午前10時	場所	郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
買 受 代 金 納 付 期 限		令和7年7月4日(金)午後2時30分			
買受人についての資格 及 び 注 意 事 項 等		別紙2のとおり			
配 当 を 受 け る こ と の で き る 権 利 を 有 す る も の の 権 利 の 内 容 申 立 に つ い て		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を郡山市税務部収納課に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は郡山市税務部収納課(郡山市役所西庁舎2階)で交付します。			



公 売 財 産 目 録				
売却 区分番号	公売財産の名称、数量、性質等		見積価額	公売保証金
郡山 7-1-2	財産の名称 数 量 寸 法 所 在 その他	ネックレス (ニューパール) 1 宝飾部：約 3 6 c m ケース：縦 約 2 2 c m × 横 約 4 . 5 c m × 高さ 約 3 c m 引渡し時保管場所 郡山市収納課 郡山市役所 西庁舎 2 階 公売財産は中古品です。 「品質保証書 このネックレスはニューパールです (有)ネツカ宝飾店」と記載された用紙が同封されています。 インターネット上に掲載している画像は、郡山市職員がデジタルカメラで撮影したもので、実際の色調とは異なる場合があります。 サイズは郡山市職員が測定したもので、実際の物とは異なる場合があります。 ※ 当該公売物件は課税財産であり、見積価額、最高価申込価額及び売却価額は消費税相当額を含みます。このためインターネット公売における売却決定価額は落札金額を売却決定価額とします。	100円	100円
郡山 7-1-3	財産の名称 数 量 寸 法 刻印 所 在 その他	真珠様カフス、ネクタイピン 真珠様カフス 1 組 ネクタイピン 3 個 ケース：縦 約 8 . 5 c m × 横 約 8 . 5 c m × 高さ 約 4 . 0 c m 真珠様カフス：宝飾部直径約 6 m m の円形 ネクタイピン①：宝飾部約 1 0 m m × 7 m m の楕円形、長さ約 5 c m ネクタイピン②：長さ約 6 c m ネクタイピン③：チェーン部分の長さ約 5 c m 真珠様カフス：「SUN EAGLE」の刻印があります。 ネクタイピン②：「KENZO」の刻印があります。 引渡し時保管場所 郡山市収納課 郡山市役所 西庁舎 2 階 公売財産は中古品です。 鑑定はしていません。 ネクタイピン③は、針部分が欠落しています。 インターネット上に掲載している画像は、郡山市職員がデジタルカメラで撮影したもので、実際の色調とは異なる場合があります。 サイズは郡山市職員が測定したもので、実際の物とは異なる場合があります。 ※ 当該公売物件は課税財産であり、見積価額、最高価申込価額及び売却価額は消費税相当額を含みます。このためインターネット公売における売却決定価額は落札金額を売却決定価額とします。	100円	100円

買受人についての資格及び注意事項等

買受人についての資格

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること、及び財産を買い受けることができません。また、(1) から(3) までに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- (2) 郡山市が定めるインターネット公売ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (3) 公売財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。
- (7) 公売財産が不動産の場合、国税徴収法第99条の2に規定する暴力団等に該当しないこと等の陳述が必要となります。

注意事項等

- (1) 公売財産の入札をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込み手続きが必要です。
- (2) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- (3) 公売保証金の納付は、入札者（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（一部カードを除く。）に限ります。
- (4) 一度行った入札は、公売参加者などの都合による取消しや変更はできません。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、売却決定の日時に売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI 官公庁オークションのログイン ID に紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- (6) 2人以上が同額の入札価額（上限）を設定したときは、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- (7) 買受代金納付前に公売財産に係る市税等の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。
- (8) 買受人への権利移転は、買受代金の全額を納付したとき効力が生じます。なお、関係機関の承認や許可が必要な場合は、それらの要件が満たされたときです。また、公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。
- (9) 郡山市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (10) 公売財産は郡山市において占有していますが、買受代金納付後すぐに公売財産の引渡しを希望しないときは「保管依頼書」の提出が必要です。
- (11) 見積価額、最高価申込価額及び売却価額には消費税相当額が含まれております。
- (12) 公売公告の内容は、郡山市税務部収納課において閲覧することができます。
- (13) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止する場合があります。
- (14) 入札等により自己に関わる情報が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等の損害を受けた場合、郡山市は何の保証もしません。